

## 中央大学専門部の成立

戦前期の中央大学には、大学・大学予科・専門部という三つの課程が併存していた。このうち、前二者は大学令に準拠した学校であり、専門部は、専門学校令に準拠した「高等ノ学術技芸ヲ教授スル学校」であった。

学制上別系統である二つの学校が、駿河台校舎に同居していたわけである。そして、これと同様の状態は、戦前期の私立大学にほぼ共通しており、わが国における高等教育を特徴づけるものであったとされている。

ところで、中央大学専門部の前身は、一九〇三（明治三十六）年八月に東京法学院を改組して成立した東京法学院大学の専門科であった。同年三月、政府は専門学校令を公布し、帝国大学以外の高等教育機関を専門学校として統合したが、これに反発した私立専門学校が相次いで校名を「大学」名称に改称した結果、早稲田大学をはじめとして東京法学院大学・明治大学・法政大学・慶応義塾大学部・日本大学他の「大学」が誕生する。

がわかる。これは、東京法学院時代の英語・邦語両法学科の関係とほぼ同様の内容であり、言い換えれば、専門科は東京法学院邦語法学科を継承する教育課程として設置されたと考えることができる。

また、専門科の入学資格は年齢十七歳以上の男子とされ、入学生は、中学校卒業資格および同等以上の公的資格を持つ「正科生」と、その他の「別科生」とに区分されていた。この区分は、やはり東京法学院時代の「特別生」・「普通生」の学生区分に対応したものであるが、



東京法学院大学専門科卒業證書 1904年

それが必要とされた理由は、第一に、徴兵猶予等の特権を得るには公的資格が不可欠とされたためである。

専門科「別科生」は、徴兵令上の特権から除外された存在であった。他方、公的資格を問わない教育課程によって学生数を増やし、学校経営の

これらの私立大学では、従来の学科課程を再編しつつ組織の拡充を目指し、帝国大学と同等の大学資格を求める昇格運動の展開へと続くこととなる。東京法学院大学の専門科は、まさに「大学」名称への改称にともなって設置された教育課程だったのである。

この東京法学院大学は、本科・予科・専門科の三科からなり、前二者は大学部、専門科は専門部にあたることとされていた。就学期間は、本科の三年間と予科の一年半が一貫した教育課程とされ、専門科は独立した三年間の課程と位置づけられている。

さらに、教育目的については、本科が「法律、政治及ヒ経済ニ関スル高等専門ノ学術ヲ教授シ英語若クハ独逸語ニ依リテ外国法ヲ参加講修セシム」と規定されているのに対して、専門科は「専ラ邦語ヲ以テ法律、政治及ヒ経済ニ関スル高等専門ノ学術ヲ教授ス」とされており、両者の差異は外国語による法学教育の有無にあったこと

安定化をはかる必要もあった。事実、設立時に千人以内であった専門科の定員は、中央大学へと校名を改称した〇五年、専門科を法律学科と経済学科に区分した際には、一、六〇〇人へと急増している。専門部からの収入が財政基盤を支えるという戦前期私立大学経営の構造は、すでに「大学」名称時代から形成されていたのである。

その後、専門科は、〇九年に商業学科が増設され、一四（大正三）年には専門部へ改称される等、拡充の道を歩む。しかし、専門部の性格を一変させたのは、大学令に準拠した中央大学の設立認可から三年後の二三年に実施された専門部の学則改正であった。

これにより、専門部の学則は学部・予科から分離され、「専ラ邦語ヲ以テ」といった区分が学則上から削除されるとともに、「法律、政治、経済、商業ニ関スル学術ノ理論及ヒ応用ヲ教授ス」するための学科課程が整備された。

ここに、東京法学院邦語法学科を継承する専門学校中の一教育課程であった専門科（部）は廃止され、独立した専門学校としての中央大学専門部が成立したのである。